弓削商船高等専門学校	開講年度	平成29年度 (2017年度)	授業科目	海事法規１

科目基礎情報

科目番号	3A24	科目区分	専門 / 必修
授業形態	授業	単位の種別と単位数	履修単位: 1
開設学科	商船学科	対象学年	3
開設期	前期	週時間数	2
教科書/教材	海事法：海事法研究会編（海文堂）		
担当教員	野々山 和宏		

到達目標

海事法規における主要な法の目的、内容、適用等を学習する。

ルーブリック

	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安
海事に関する法規の全体像を把握し、説明することができる	各海事法規を船舶／安全／船員／職員・審判／海洋汚染／保安の6分野に区分できる	各海事法規について、法の目的や沿革、規定事項の構成及び内容を説明できる船舶／安全／船員／海洋汚染の4分野に該当する海事法規名を挙げられる	船舶／安全／船員／海洋汚染の4分野に該当する海事法規名を挙げられない
海事に関する各法規の内容を説明することができる	各海事法規について、法の目的や沿革、規定事項の構成及び内容を説明できる	各海事法規について、法の目的と大まかな規定内容を説明できる	各海事法規について、法の目的と大まかな規定内容を説明できない

学科の到達目標項目との関係

教養 C3 専門 E3

教育方法等

概要	海事法規における主要な法の目的、内容、適用等を学習する。
授業の進め方・方法	座学の講義を基本とし、理解の手助けとなるよう海技試験問題等を例示する。
注意点	他人に不快感を与えない服装で出席すること。

実務経験のある教員による授業科目

授業計画

		週	授業内容	週ごとの到達目標
前期	1stQ	1週	海事法規ガイダンス	
		2週	海事法規概要①	海事に関する法規の全体像が把握できる
		3週	海事法規概要②	海事に関する法規の全体像が把握できる
		4週	船舶法及びこれに基づく命令①（法の目的・船舶の概念）	船舶法の概要および船舶法における船舶の概念が説明できる
		5週	船舶法及びこれに基づく命令②（日本船舶の意義、権利、義務）	日本船舶の意義およびその権利義務が説明できる
		6週	船舶法及びこれに基づく命令③（船舶国籍証書）	船舶の航行と船舶国籍証書の関係が説明できる
		7週	船舶安全法及びこれに基づく命令①（法の目的・概要）	船舶安全法の目的、構成が説明できる
		8週	中間試験	
	2ndQ	9週	船舶安全法及びこれに基づく命令②（国際条約との関係（SOLAS条約、STCW条約、SAR条約））	船舶安全法と国際条約等の関係が説明できる
		10週	船舶安全法及びこれに基づく命令③（関係法令・構造及び設備、航行上の条件、満載喫水線の位置）	船舶安全法における船舶の安全基準が説明できる
		11週	船舶安全法及びこれに基づく命令④（船舶の検査制度・乗組員の不服申立て）	船舶安全法における船舶の船舶検査等の概要が説明できる
		12週	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令①（法の目的・概要）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の目的、概要が説明できる
		13週	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令②（国際条約との関係（MARPOL条約）））	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律と国際条約等の関係が説明できる
		14週	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令③（排出基準）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律における排出基準が説明できる
		15週	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令④（排出の通報・防除措置）	海洋汚染事故等の発生時の対応が説明できる
		16週	期末試験	

評価割合

	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	0	0	0	0	30	100
基礎的能力	50	0	0	0	0	10	60
専門的能力	20	0	0	0	0	10	30
分野横断的能力	0	0	0	0	0	10	10